

茨木市建設工事総合評価一般競争入札試行要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 総合評価落札方式の対象となる建設工事（第7第1項において「対象工事」という。）は、茨木市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱（平成20年4月1日実施）第2に規定する事後審査型制限付一般競争入札に付する案件のうちから、茨木市工事請負入札審査委員会規程（昭和46年茨木市訓令第19号）第1条の規定により設置された茨木市工事請負入札審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て市長が選定するものとする。

(総合評価委員の設置)

第3 令第167条の10の2第4項及び第5項に規定する学識経験者として、本市に茨木市建設工事総合評価委員（以下「総合評価委員」という。）を置く。

2 総合評価委員は、学識経験を有する者（国土交通省の職員並びに大阪府及び他の市町村の土木部局の職員を含む。）のうちから、市長が委嘱する。

3 総合評価委員の数は、2人以上とする。

4 総合評価委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

(総合評価委員への意見聴取)

第4 市長は、令第167条の10の2第3項の落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、同条第4項の規定により、あらかじめ、総合評価委員の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見聴取において、令第167条の10の2第5項の規定により、あわせて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、総合評価委員の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定による意見聴取の方法は、面談、電子メール又はファクシミリによるものとする。

(落札者決定基準)

第5 落札者決定基準には、総合評価基準、評価の方法及び落札者決定の方法を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、第4第1項の規定による総合評価委員への意見聴取の結果を踏まえ、委員会の審議を経て市長が決定する。

(総合評価落札方式の型式)

第6 総合評価落札方式の型式は、地方公共団体向け総合評価マニュアル改訂版(平成20年3月国土交通省策定)による特別簡易型とする。

(総合評価基準)

第7 総合評価基準は、対象工事の目的及び内容ごとに、価格以外の条件として必要と認める評価項目及び評価基準を定めるものとする。

2 評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札者の施工能力に関する事項
- (2) 技術者の能力に関する事項
- (3) 地域貢献及び社会性に関する事項
- (4) その他評価に必要な事項

3 評価基準は、前項に掲げる評価項目に応じて付与される点数を定めるものとする。

(技術資料の提出)

第8 入札参加希望者は、評価をするために必要な資料(以下「技術資料」という。)を当該入札公告に定める日時までに市長に提出するものとする。

(技術評価点の決定)

第9 市長は、委員会に第8の規定により提出された技術資料について審査を行わせ、技術評価点を決定するものとする。

2 市長は、提出された技術資料の内容に不明な点がある場合は、提出者に対し説明を求めることができる。

(評価の方法)

第10 評価は、第9第1項の規定により決定された技術評価点と入札価格を基に、次の算式(次項において「除算方式」という。)により算出した数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times \text{定数}$$

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、除算方式以外の算式を採用するものとする。

(落札候補者の決定)

第11 落札候補者は、入札価格が予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内にある者

のうち、評価値が最も高い者とする。

2 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第12 落札者は、委員会の審議を経て、市長が決定するものとする。ただし、落札者の決定に際し第4第2項の規定が適用される場合には、同項の規定による総合評価委員への意見聴取の結果を踏まえ、決定するものとする。

(入札公告に示す事項)

第13 総合評価落札方式により一般競争入札を行おうとするときは、令第167条の10の2第6項の規定により、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用している旨
- (2) 技術資料の内容及び提出期限
- (3) 落札者決定基準
- (4) その他必要と認める事項

(入札結果の公表)

第14 総合評価落札方式により落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、第8の規定により提出された技術資料は、公表しないものとする。

- (1) 入札参加者の商号又は名称
- (2) 入札参加者の入札価格
- (3) 入札参加者の技術評価点
- (4) 入札参加者の評価値

(評価内容の担保)

第15 第8の規定により提出された技術資料に虚偽の記載があった場合は、市長は、契約の解除及び指名停止の措置を講じることができる。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から実施する。